

令和2年度包括外部監査報告書意見一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
1	28	11-3-6 原子力防災体制整備事業	危機管理部	原子力安全対策課	意見	(1) 再委託、再々委託に関して 小事業(1)アの福島県原子力災害緊急事態対応策定業務は、委託業者から再委託された後、一部業務は再々委託されている。県への一部再委託申請書では、再委託としているが、県の伺い書では、再々委託となっている。委託の実体が、再委託なのか、再々委託なのか、申請書だけでは明らかではないので、再委託に際しては、契約書(案)を提出させるべきである。 また、業務委託契約書第3条第3項では、「発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。」としているが、再委託等に必要要件を具体的に明示していない。入札に際して要求された資格要件(原子力防災業務の実績)や審査基準(情報セキュリティの確保)を満たしている必要があり、それら要求水準はあらかじめ契約書上で明示すべきである。「その他必要な事項」には、業務の範囲や再委託金額なども具体的に含めて、必ず通知を求めることが必要である。さらに、完了報告に際しては、再委託先の完了報告書、契約書(写)を添付要件とすべきである。 震災以降の事務処理が倍増したことに影響してか、県側の事務処理に関する姿勢が安易な方向に流れている印象がある。事業を期限内に完了させる事を最優先する余りに、深度の深い資料までは要求せず、取引の実体に踏み込んだ必要な書類を想定しない事務処理の姿勢であってはならない。	再々委託の手続きが規定等で示されていないため、出納局審査課に確認し、再委託の手続きと同様に処理したものである。 再委託、再々委託については、引き続きやむを得ない場合に限り、最小限の範囲で承認することとし、事業の適正な執行に努めている。
2	29	11-3-6 原子力防災体制整備事業	危機管理部	原子力安全対策課	意見	(2) 事業、小事業における予算管理について 小事業(6)「原子力防災訓練等企画・運営支援及び評価業務」において、委託契約金額は、5,229千円で、同額の支払いもされているが、当該小事業における委託料は5,116千円として決算額が計上されている。県側の説明によると、防災総務費(目)、委託料(節)の同一目かつ同一節間の流用によるものであり、県の財務規則等に違反しておらず、問題はないとしている。しかし、事業においても節区分で予算管理している以上、契約金額や支出額(5,229千円)と異なる金額(5,116千円)で、小事業の決算額が管理、記載されているにもかかわらず問題がないというのは妥当とは思われない。当該小事業で過小表示されていることは、他の防災総務費(目)、委託料(節)で決算額が過大表示されていることである。全体としての防災総務費(目)2,657,248千円、委託料(節)851,780千円のレベルで合計すれば問題ないのだから、事業レベル、小事業レベルでの予算管理で、契約金額、支出額と違う金額が決算額として記載されているにもかかわらず、というのは問題がある。事業レベル、小事業レベルの予算による管理ができていない、機能していないということになる。県の財務規則で事業レベルでの予算管理が規定されていないので、事業レベルでの予算管理は事実上ないものとされている。事業レベル、小事業レベルでの予算管理について財務規則、同施行通達などで、何らかの手当がされるべきと思われる。	同一目かつ同一節間での執行であったため、財務規則第27条に規定する流用にあたらないとし、予算流用伺書を作成しなかったことは、規則上問題ないと判断しているところである。 しかしながら、当該事例は大規模災害の影響による特殊な事例であり、今後の予算執行においては、小事業ごとの予算管理を徹底してまいる。
3	38	2-2-1 福島イノベーション・コースト 構想推進事業	企画調整部	企画調整課 福島イノベーション・コースト 構想推進課	意見	(1) イノベ構想の認知度 令和元年に福島県が行った福島県政世論調査(令和元年11月19日公表)によれば、福島イノベーション・コースト構想を知っていると答えたのは県民(回答者)の15.7%にとどまっていた。これにより同構想の認知度が低いことが大きな課題となった。今回、平成2年11月19日に公表された福島県政世論調査によると、同構想について、県民の4分の3程度が認知していることがわかったと一般には評価されている。 その際の、調査票の設問は次のとおり。 問「福島イノベーション・コースト構想について、あなたはどの様な取組を知っていますか。あてはまるもの1つでも○をつけて下さい。」 知っている取組(複数回答) 今回(R2調査) 前回(R1調査) ①原子力発電所の廃炉に向けた取組 54.3% 34.8% ②ロボット産業を活発にするための取組 38.9% 30.4% ③新エネルギー導入、環境・リサイクル産業集積の取組 29.2% 27.5% ④子どもの教育や地域の働き手を育てるための取組 25.8% — ⑤特になし 23.2% 35.3% 知っている取組に関して、全般的に前年度を上回っているものの、23.2%の人が、知っている取組が「特になし」と回答している。この結果に関して、県の福島イノベーション・コースト構想推進課では、「認知は進んだが、県民に浸透し切れていない、引き続き情報発信を強化していく」との見解が報道されている(福島民友、令和2年11月20日版)。この点は、ぜひとも県民に浸透するように取り組んで頂きたい。 ただし、今回の調査に関して、前回の調査と質問事項が変更されている点は注意すべきであろう。前回の調査では次の質問がなされていたが、今回の調査では削除されている。 問「福島イノベーション・コースト構想を知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。」 回答(R1調査) ①名前を聞いたことがあり、内容もよく知っている 2.6% ②名前を聞いたことがあり、内容もなんとなく知っている 13.1% ③名前を聞いたことがあるが、内容はあまりよく知らない 37.1% ④名前も内容も知らない 46.3% ⑤その他() 0.9% 「知らない」と「あまりよく知らない」を合わせた「知らない側」が83.4%であった。この調査結果から、同構想の認知度の低さが大きな課題となったものである。福島県知事が「県民の皆さんにより関わりがあるということを感じて頂けるよう、具体的なストーリーも含めて、発信していかねばならない」と思っており、それについては工夫が必要だと考えております」と会見で表明した。今回の調査では、この質問事項が削除されている。認知度を測る大きなバロメーターであっただけに、比較可能性が失われてしまい残念である。定点観測の質問として重要な指標と思われるので、数年は継続すべきだったのではないかと。 知っている取組が「特になし」との回答が、35.3%から23.2%に減少したことを勘案すると、23.2%÷35.3%=65.7%。約66%の人が昨年と同じ属性にとどまっているとも判断できる。「あまりよく知らない」を合わせた「知らない側」の人は、83.4%×66%=55%。約55%の人が「あまりよく知らない」を含めた「知らない側」の人とも推測できる。半分以上の県民が「あまりよく知らない」可能性もある。同構想の認知度向上の工夫を地道に継続することが望まれる。	県政世論調査については、より県民意見を施策展開の参考にできるよう、都度内容の見直しを行っている。引き続き、同調査により福島イノベーション・コースト構想の認知度等を把握するとともに、調査結果を施策展開に活かしてまいる。 また、福島イノベ構想の認知度向上や理解の深化に向けて、福島イノベ構想を身近な存在に感じてもらうための地域住民向けセミナーの開催やWEBや動画、各種SNS等の活用など、引き続き情報発信に取り組んでまいる。
4	40	2-2-1 福島イノベーション・コースト 構想推進事業	企画調整部	企画調整課 福島イノベーション・コースト 構想推進課	意見	(2) イノベ構想での連携 国際教育研究拠点に関して、令和2年6月8日「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議 最終とりまとめ」で具体的提言がされた。それを受けて令和2年12月18日に開催された第28回復興推進会議において、福島イノベーション・コースト構想の中核施設として整備する国際教育研究拠点の政府成案が決定された。 政府成案のたたき台となった「最終とりまとめ」によれば、「同構想は、未だ、局所的、個別の取組にとどまっており、全体が連携した広がりのある取組にまでは至っておらず、また、人材育成を持続的に担う体制が未だ不十分である等の課題がある」との認識が示された。具体的には、①各府省庁、県、関係機関など様々な主体により研究開発拠点等の整備が行われた結果、地域的にも広く分散し、個別、局所的な取組にとどまってきたことは否めず、全体として更に連携の仕組み等が必要である。②人材育成を持続的に担う体制が不十分である、③廃炉事業の幅広い裾野・ポテンシャルが十分に活用されていない、とのことである。また、モデルとなる米国ハンフォード・サイトとの比較において、①中核となる教育研究機関がないこと、②トライデック(非営利の民間組織)のような地元企業、教育研究機関、地方自治体とを調整する機能が弱いこと、が指摘された。これら課題を踏まえて司令塔となる中核的な拠点の整備が必要とされた。福島浜通り地域に集積する大学、研究機関、企業等の研究主体が、福島浜通り地域の復興、新産業創出等の目的を見据えて活動するためには、全体の横ぐしを刺して統轄するガバナンスの主体、司令塔となる研究組織が必要とされた。この点に関し、司令塔が必要であったのは明らかであり、なぜ司令塔機能を始めに設置してから、同構想関連の施設整備をしなかったのか、疑問である。復興庁の下で連携したはずの各府省庁でも縦割りの限界があったのかもしれない。鶏が先か、卵が先かの話になるが、少なくともこれまでの同構想の展開では、全体としての連携が不十分とされた。県民の一人として、福島イノベーション・コースト構想の実施事業、拠点施設のバラバラ感を直感的に認識していただけに、「最終とりまとめ」の提言には、福島県民の一人として感謝している。 この「最終とりまとめ」を受けた政府成案においては、新拠点を「創造的復興の中核拠点」として位置づけ、既存施設との整理等を行い、令和3年秋までに新法人の形態を決定することとされた。地域に点在する同構想関連の既存施設(福島ロボットテストフィールド、廃炉国際共同研究センター、大熊分析・研究センター、福島水素エネルギー研究フィールドなどがある)は、聖域を設けず検討し、新拠点と既存施設との研究内容等の整理を踏まえ、既存施設との相乗効果を求めるとともに、可能な限り統合を目指すことになった。また、統合しない既存施設に対する調整・指示等の司令塔機能のあり方を定めるとしている。 福島イノベーション・コースト構想推進事業の多くは県から県の出資法人へ委託されているが、当該法人は、福島イノベーション・コースト構想推進の中核となる法人として平成29年に設立されたものである。しかしながら、組織上の問題もしくは人的資源の問題、日本の行政制度における役割の限界から、福島イノベーション・コースト構想推進のモデルとなる米国のハンフォード・サイトにおけるトライデック(非営利の民間組織)の様な調整機能を果たすには限界があるのかもしれない。 福島イノベーション・コースト構想推進の中核となる法人として設立された経緯があるので、当該法人、県の担当課のみならず推進本部においても「最終とりまとめ」を参考にして分析し、今後の体制づくりに生かす取組を願うものである。	福島イノベーション・コースト構想推進機構は、東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を目指した同構想の推進のため、各種事業を行っている。 御意見のとおり、構想推進の中核となるよう引き続き体制を整備するとともに、現在、政府において検討が行われている国際教育研究拠点をはじめとした関係機関との連携強化を図ってまいる。

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
5	41	2-2-1 福島イノベーション・コースト 構想推進事業	企画調整部	企画調整課 福島イノベーション・コースト 構想推進課	意見	(3) 復興知の集積、活用に向けて 福島国際研究産業都市(福島イノベーション・コースト)区域における、大学等による福島の復興に資する「知」(復興知)に関する教育研究活動に対して補助金を交付した(間接補助)。浜通り地域等において市町村との間で連携協定を締結し、組織的に実施する人材育成や地域振興等に資する大学等の教育研究活動を支援することにより、復興知を誘導・集積することを目的として実施し、福島イノベーション・コースト構想の実現に貢献するためのものである。採択された事業については、「公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構」のホームページにおいて、成果資料集が公開されていると探せば見つけることはできる。しかし福島イノベーション・コースト構想の実現のために実施されている以上、広く福島県民の共有財産として認識されるべきものである。ホームページは特定目的を持った人が検索して情報を取得するには有益だが、復興知の概念さえ認知していない人に対して、復興知を紹介して認識してもらうには必ずしも十分とは言えない。復興知を福島県民が広く認知し、利用、活用される様な広報、広告を検討されるべきと思われる。福島「復興知」シリーズとして冊子や本を出版する、復興知成果報告会の映像を編集して配布もしくは販売する又は書籍化する、福島復興学ワークショップの映像を編集して配布もしくは販売する、などホームページ上以外の広報、広告も検討されるべきと思われる。福島「復興知」は、広く福島県民に認知され活用されることが望まれる。	「復興知」事業については、5か年事業として令和3年度から令和7年度までの継続を予定している。 各大学等の活動内容を広く周知するための取組として、令和3年度は、事業1年目における教育研究活動の状況を対外的に発信する「活動報告会」の実施を予定している。また、各大学等の取組説明の様子を撮影した動画をライブ配信するとともに、編集後、YouTube等に掲載するなど、引き続き「復興知」事業の情報発信に取り組んでまいらる。
6	48	9-1-1 チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及 拡大事業	企画調整部	エネルギー課	意見	(1) 福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業補助金交付要綱について 福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業補助金交付要綱には、補助事業者がセンターであり、住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金の補助率が10分の10以内である旨の記載がある。 県及びセンターの担当者からのヒアリングによると当該業務に関して、センターは県からの指示されたことのみを行っており、金額裁量の余地は一切なく、また、その財源もないとのこと。また、センターでは、県民に補助金を交付するために県から交付された補助金を収入ではなく預り金として会計処理している。このような実態を踏まえると、福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業補助金交付要綱において、当該要綱の住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金の補助率を10分の10以内ではなく、10分の10と記載し、補助事業者には金額裁量の余地がない旨を明確にすべきと思われる。	当該補助金については、センターに対して概算払で支出しているが、予算残額によっては10分の10の補助率で支出できない状況も想定できるため、交付要綱において補助率を「10分の10以内」としている。
7	49	9-1-1 チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及 拡大事業	企画調整部	エネルギー課	意見	(2) 住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務費について 福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業補助金交付要綱には、補助事業者がセンターであり、住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務費の補助率が10分の10以内である旨の記載がある。 センターには住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務費を負担するための財源がないため実態は県が当該交付事務に伴う一般事務費の全額をセンターに補助金として交付している。当該交付要綱には当該交付事務に伴う一般事務費に関する人件費の金額を規定する内容の記載はない。現状では、以下の懸念があると考えられる。 ア 補助金交付要綱に補助率が事務費の10分の10以内としか記載がないのは無制限な金額計上を認めるもので、費用拡大の歯止めがない規程であり補助金の規程として適切ではない。事前に県が業務に応じた金額を設定するべきであると思う。当該意見について県の担当者によると人件費を含めたセンターの一般事務費については、毎年度、当該補助金交付事務を行うのに必要な最低限度の費用を来年度予算として計上し、適切に執行されているため、現行の交付要綱の規定で差し支えないと考えているとのことである。そうであるならば、最低限度の費用を県が設定した金額としてあらかじめ交付要綱に記載すべきと思われる。 イ 補助対象事業者がセンターと決められているが、事業の内容からセンターでしかできない業務ではなく、経費の削減を図るべく公募等の可能性を探るべきと思われる。なお、当該意見について、県の担当者によると年間3,000件を超える住宅用太陽光発電設備等に係る申請書類を適正に審査する必要があることから、一般的な補助金交付事務とは異なり、再エネ設備に係る高度な専門的知識が求められるが、センターにおいては、再エネ設備に係る専門的知識はもちろんのこと、これまで当該事業を担ってきた実績・ノウハウを有しており、また、3人という必要最小限の人員で業務を遂行する体制を備えていることから、専門性、正確性、経済性の観点からセンターを補助事業者とすることが適切だと考えられる。センターを補助事業者とすることが適切であることを担保するために、公募等により事業者を募集して、センターが落ちるのが本来のあり方と思われる。 さらに、(1)と関連して、実態として当該交付事務に伴う一般事務費の全額を県が負担していることを踏まえると、福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業補助金交付要綱における住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事務に伴う一般事務費の補助率が10分の10以内ではなく、10分の10にすべきと思われる。	ア 人件費を含めたセンターの一般事務費については、毎年度、当該補助金交付事務を行うのに必要な最低限度の費用を来年度予算として計上しており、また、毎年度末に精算し、残額については返還されていることから、交付要綱にあらかじめ金額の記載はしていない。 イ 当該補助事業については、一般的な補助金交付事務とは異なり、再エネ設備に係る高度な専門的知識が求められるが、センターにおいては、再エネ設備に係る専門的知識はもちろんのこと、これまで当該事業を担ってきた実績・ノウハウを有しており、また、3人という必要最小限の人員で業務を遂行する体制を備えていることから、事業の安定的な執行のために、交付要綱においてセンターを補助事業者としている。 (1)と同様の理由により「10分の10以内」と記載している。
8	50	9-1-1 チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及 拡大事業	企画調整部	エネルギー課	意見	(3) センターの決算報告書について センターの平成31年度の決算報告書を入手し、県がセンターに交付した住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金が適正に当該決算報告書に反映されているかを確認した。当該決算報告書の財務諸表に対する注記の4補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高に福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付金事業に関して、当期増加額 24,439,486円及び当期減少額 24,439,486円との記載があるが、これは補助金交付事務に伴う一般事務費に関する補助金のみで金額であり、県民に補助金を交付するために県から交付された補助金が含まれていない。住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金に関してセンターは、県から623,000,000円を交付され、県民に490,301,000円を交付し、残額が132,699,000円であるため、4補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高の福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付金事業の当期増加額、当期減少額、期末残高にそれぞれの金額を含めるべきと思われる。	意見を踏まえ、令和2年度の決算報告書については、「財務諸表に対する注記」の「4 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」において、補助金、一般事務費の両方を記載している。
9	55	9-1-4 再生可能エネルギー復興支援事業	企画調整部	エネルギー課	意見	浪江酒井地区第一太陽光発電事業の補助金承認申請および実績報告における提出書類、別紙4-2 事業経費の配分【複数年度】(発電設備)において本来は補助対象経費の1/10を記載すべきところに補助対象経費の1/100が記載されていた。当該誤りは書類の記載ミスということで、当該事業における実際の補助金の金額には影響を与えないが、補助金算定にあたり補助金の上限を示す重要な項目であるため提出書類の記載内容は慎重に確認すべきである。	意見を踏まえ、複数人での確認を徹底している。
10	61	10-4-2 地域創生総合支援事業	企画調整部	地域振興課	意見	地域活性化のサポート事業において、会津地方振興局では当該局が作成した「実績報告チェックシート」を実績確認の際に提出させることにより、当該局の指導監督の一助としている。最低限検証すべき事項をチェックシートにまとめて、自主点検させているのは望ましい。しかし、その「実績報告チェックシート」において「取得予定価格が総額10万円以上(税込)に関しては原則としては2者以上の相見積を添付している」と記載された項目において、実際とは異なる回答をしていたり、チェックシートの項目の一部が空欄であったり、と不十分な箇所が見られた。この点について、県の担当者によると、市町村が申請者となっている事業について、支払いに関しては市町村の「支出命令書」の写しで可としており、チェックリストの領収書等については、チェックを省略する取扱(チェック空欄)としていたとのことであり、チェックシートの項目の一部が空欄であるものすべてが不備とはいえないとのことであった。しかし、これでは領収書を確認していない場合と峻別できないではないか。そのような場合にはチェックシートに「支出命令書」の写しで確認したチェック欄を設定する必要があるだろう。現状ではチェックシートが中途半端にしか機能していない。県の指導監督の一環としてチェックシートを作成するのであれば、必ずしも不備とはいえないといった不明瞭な余地を残すのではなく、白黒をハッキリ判別できるレベルまでチェックシートを作り込んだ上で、作成者欄、確認者欄を付けて責任区分を明確し、管理手段として十分に機能するレベルまで作り込んだ上で使用するべきである。中途半端なレベルのものであれば、使用するべきではない。	チェックシートに実施団体名及び担当者名を記入する欄を設け、責任区分を明確にした。当振興局側の確認者については、実績報告に確認者が押印することで、確認者の責任を明確にしている。 チェックシートに空欄がある場合は、当該項目について「該当なし」の場合であるが、御意見のとおり、チェックシートに空欄があるとチェックの有無を峻別できないことから、「該当なし」の場合については、その旨を追記するよう、補助事業者に対して指導を徹底し、峻別できるようにしてまいる。 今後とも、御意見を踏まえながら、実施団体に分かりやすいチェックシートへの改善や事業の適正な執行、実績確認に取り組んでまいりたい。
11	64	3-1-1 生活拠点コミュニティ形成支援事業	避難地域復興局	生活拠点課	意見	(1) 単独随意契約における消費税の取扱いについて 生活拠点におけるコミュニティ維持・形成の委託に関する契約及び見積りにあたり作成された文書「契約の方法及び見積りの条件」には、「見積りに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とする」と記載されており、当該方法で見積りにおける消費税額が計算されている。令和元年度長期避難者生活拠点コミュニティ形成支援業務内訳書によると税抜の見積額全体の292,302千円のうち、7割程度を占める201,737千円は消費税不課税となる人件費(通勤手当は除く)である。委託料が事業終了後、実績に基づき精算されるにしても、見積りに基づいた概算額がいったんは委託先に支払われている状況を鑑みると、一定水準以上の見積りの精度は求められるべきであると思う。不課税である人件費を含んだ金額の100分の10に相当する額とするのは、見積りの精度に疑問をもたざるを得ない。消費税の額は、人件費を除いて計算する等により、明らかに消費税がかからない部分は考慮すべきである。	委託事業は消費税法第2条第1項第8号で定める「役務の提供」に該当し、原則として業務に係る経費全体が課税対象となると認識している。 本事業は委託事業であり、委託先は課税事業者であるため、人件費を含む経費全体の100分の10を消費税額として加算している。 また、委託先においては、会計事務所と契約し適宜会計処理のチェックを受けていることも確認済みである。
12	69	8-1-1 福島県事業再開・帰還促進事業交付金事業	避難地域復興局	避難地域復興課 原子力損害対策課	意見	実施事業に関して、各市町村が3つの事業から選択することとなっているが、平成31年度において南相馬市で実施されたのは「プレミアム付事業再開・帰還促進券事業」と「集客効果を高めるイベント事業」のみであり、「帰還時必要物品等に係る割引実施事業」が南相馬市を含め12市町村において全く実施されておらず、過去にも平成28年度に浪江町で実施されたのみである。当該事業は、住民が帰還し生活再開するのに必要となる品物の一括購入時に割引をした商店等の事業者を補助するものであるが、生活するための品物を一括購入する機会がそれほど多くはなく、また、例えば、プレミアム付事業再開・帰還促進券事業で交付したプレミアム商品券を使っても、生活するのに必要な品物が買いうることはできるため、当該事業を選択するメリットが見出しにくい。12市町村の厳しい事業環境を鑑み、事業や生業の再建等のために確保された予算を有効に活用するためにも、一括購入の場合は割引率を上げることを国や市町村と協議することによって、選択肢を広げ、事業者や住民にとってより使いやすい制度にすべきと思われる。	本事業は、補助対象である避難12市町村が避難指示解除後の事業者の事業再開や住民の帰還の状況等を踏まえ、予算の範囲内で選択した取組を支援してきたところ。 引き続き、国、市町村及び県が連携し、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう努めていく。

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
13	78	10-5-2 2020東京オリンピック・パラリンピック関連復興推進事業	文化スポーツ局	オリンピック・パラリンピック推進室	意見	設計書の参考となる見積書の徴取について 東京2020ふくしま開催準備事業の委託事業、「福島県都市ボランティア管理運営業務」に関して、福島県都市ボランティア管理運営業務委託公募型(事業企画型)プロポーザル実施要領には委託費の上限が146,090,000円(消費税及び地方消費税を含む)と記載があり、当該上限金額は県が1社のみで依頼した見積を参考に作成した設計書により決定された。なお、当該見積の依頼先の名称について県の担当者は、同社に信用上の不利益をあたえるおそれがあり、また、同社からも同意を得ていないため公表は控えてほしいとのことであるが、その後の公募型プロポーザルの参加者に含まれる。見積の相手先に依頼して回答があった当該見積の経費積算総額の合計は146,088,624円であり、当該金額とほぼ同額が公募型プロポーザル実施要領の委託費の上限に設定されている。公募型プロポーザルには2社が応募し、審査会を経て株式会社JTB福島支店福島オフィスを最優秀提案者として平成31年度及び令和2年度の合わせた契約額146,078,520円(うち消費税及び地方消費税13,279,865円)で委託先に選定した。競争入札とは異なり、経済性の観点からは県が設定する上限金額が重要となる。福島県都市ボランティア管理運営業務委託公募型(事業企画型)プロポーザル実施要領の上限金額を決定するにあたっては、当該業務を遂行するにあたり本当に必要な金額を判断するために、1社のみではなく複数社から見積をとるべきであったと思う。	公募型(事業企画型)プロポーザル実施要領の上限金額の決定にあたっては、現在は複数社から見積をとり、業務を遂行するにあたり真に必要な金額を算出するよう努めている。
14	87	1-2-13 スタートアップふくしま尾瀬事業	生活環境部	自然保護課	意見	公募型企画プロポーザルにおける経済性追求について 随意契約の一種である公募型企画プロポーザルにおいても、経済性が求められることは言うまでもない。しかし、当事業における企画プロポーザル公募要項においては、「委託限度額」として契約金額上限は示されているものの、企画プロポーザルの審査基準としては、5つの審査項目の中の「実現性」というカテゴリの中で、「積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容になっているか」という視点のみからしか評価されていない。かつ、100点満点中の5点しか配分されていない。 この記述では経済性の評価が行われていると見ることは困難だろう。すなわち、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げようとしなければならない」との趣旨が反映されているとは到底言い難い。設計価格が予定価格と同額であり、プロポーザル結果通知後の提示見積価格、契約金額も同額である。結果として、委託限度額での契約金額となっている。最小の費用を追求する努力が全く見られないと言われるような状況にある。公募型企画プロポーザルにおいても最小の経費を追求する姿勢を欠いてはならない。そのための手続の改善が望まれる。	令和3年度の公募型企画プロポーザルの審査基準において、「業務経費」の項目に「業務経費が適正であり最大限の効果が見込めるか」という審査基準を設け、かつ100点満点中10点を配分することとした。
15	98	2-2-6 「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業	生活環境部	生活交通課	意見	(1) 再委託率が77%となる事業を委託する妥当性について 本件事業における現年予算での再委託率が77%(77,625千円÷100,912千円)となっており、事業費の約8割が再委託を要するものとなった。具体的には、バス運行事業や、カーシェアリング事業である。これらは許可等を要する事業であり、このような事業であれば、県が直接委託契約すべきであろう。当該事業に関する監理や調整、PR活動を要するのではあれば、それらを機構へ委託すれば足りるのではないか。約8割を再委託しているにも関わらず、本件事業費10%を一般管理費として、機構のコストとして見積もっているが、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げられるようとしなければならない」との法律要請に合致しているか疑問である。イノベ関連事業ということで安易に機構に一括委託されるようでは、地方自治法の趣旨に反することになるのではないかと。	バス運行事業やカーシェアリング事業については、令和元年度の実証事業により結果の検証を行い、これを踏まえて当該事業は終了することとした。
16	98	2-2-6 「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業	生活環境部	生活交通課	意見	(2) バス実証運行について 「イノベ拠点間等公共交通確保実証事業」は、バスの再委託費用だけで4,138万円かかっているが、令和元年の実施期間154日間の利用者は574名である。仮に全員往復したとすると、実質287人であり、1日あたり1.86人しか利用していない。金額的にも往復して1人あたり14万円かかっている。昨年の包括外部監査報告書においても記載したが、イノベ関係の研究者しか必要がないことは明らかであり、既存の公共交通(高速バス、広域幹線バス)以外に新規に中通りと浜通りを結ぶルートを設定すること自体、経済性を考慮しない計画だと思われる。	バス運行事業については、令和元年度の実証事業により結果の検証を行い、これを踏まえて当該事業は令和元年度を以て終了することとした。
17	98	2-2-6 「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業	生活環境部	生活交通課	意見	(3) カーシェア実証について 「福島イノベ交通ネットワーク実証事業」では、カーシェアリング「はまモビ」の実証を行った。平成31年度予算分のカーシェアリング再委託料は2,727万円、利用回数は308回であった。単純計算で利用1回あたり8万8千円であった。イノベ関連の研究者の来訪も限られる上、帰還した住民もまだまだ少ないので、事業化が無理なのは明らかであろう。仮に今後も実証事業を継続するとすれば、カーシェアリングは公共交通とは言えないので、公平性の観点から公金支出の妥当性が問われると思われる。	カーシェア実証事業については、令和元年度の実証事業により結果の検証を行い、これを踏まえて当該事業は令和元年度をもって終了することとした。
18	121	4-1-5 県有施設等除去土壌搬出事業	生活環境部	除染対策課	意見	相馬農業高校除去土壌等搬出業務委託に関して、平成30年12月26日に契約した後に、平成31年3月28日に債務負担行為による契約に変更し、履行期限を平成31年3月29日から平成31年7月12日へ変更した。工期変更の理由は、除去土壌等搬出業務は、環境省が実施する除染土壌等の輸送業務と密接に関係しており、工程等調整の結果、年度内の完成が見込めないと判断されたためとしている。この場合、通常であれば事故繰越か繰越明許費による繰越制度が適用される。しかし、当該事業では債務負担行為によって処理された。当該委託契約は平成30年度に既に締結されており、事業は始まっている。債務負担行為とした処理は正当ではない。結果として平成31年度の事業として予算決算処理され結果的にはほぼ同じ結論になるので指摘事項とはしないが、事故繰越か繰越明許費によるべきであった。	繰越明許費ではなく、債務負担行為の設定により翌年度まで事業期間を延長することについては、財政部局の査定、議会の議決を経た上で実施している。
19	126	4-2-3 自家消費野菜等放射能検査事業	生活環境部	消費生活課	意見	放射能検査実施検体数はかつて県内で10万件以上あったものが、令和元年度には約3万件と減少している。本事業の主たる対象となる会津地方(南会津も含む)での検査件数(約500件)は、福島第一原発からの地理的条件もあり、中通り(約1万9千件)、浜通り(約1万件)と比べると圧倒的に少ない。平成31年度は、会津管内で393検体、南会津管内で93検体が検査されているが、検査所は25カ所配置されている。市町村に最低1カ所配置されているために25カ所になっている。当該事業の費用(88,777千円)は、主に人件費などの固定費であるために、検査所数が多いほど費用がかかる。また、各家庭が毎日、検体検査に出かけているわけではなく、会津地方において1年間で検査しているのは486検体である。また、単純計算すると、1カ所で1年間に検査する検体は、約19件である。さらにコスト面で単純計算すると、1検体当たり136,954円の交付金が交付されている結果となる。約9年が経過してもこのような高コストとなる検査が継続され続けても許されるのかは疑問だ。町村ごとに配置してある検査所を郡単位で配置することを検討すべきではないか。河沼郡1カ所、大沼郡2カ所、耶麻郡2カ所、南会津郡2カ所などと統合を検討すべきと思われる。また、喜多方市では合併前の行政区を配慮してか、9カ所設置してあるが、統合して1カ所とすべきと思われる。	会津地方及び南会津地方の検査体制については、検査件数の減少及び市町村の意向調査の結果を踏まえ、令和4年度から市町村直営で実施する場合を除き、県が委託契約した事業者へ検体を郵送して検査する体制へ移行し、検査体制の合理化を図ることとした。 引き続き、各市町村の状況に応じた検査体制となるよう必要な見直しを行っている。
20	132	10-1-1 チャレンジふくしま消費者風評対策事業	生活環境部	消費生活課	意見	「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業について (1) 仕様書において、本事業の目標として、首都圏等への派遣をおおむね70%以上と指示されているが、平成31年度の実績として、派遣回数ベースで18回÷32回=56%、参加者ベースで1,848人÷3,065人=60%と目標を達成していない。この目標未達に関する原因分析や反省が実績報告書に記載されていないことは、側面にも管理責任があると思われる。	平成26年度開始以降、首都圏等に重点を置いて実施してきたが、令和2年度から、西日本での実施に重点を置くことに変更し、事業目標についても、西日本への派遣を概ね70%以上としている。実績報告については、令和2年度から受託業者に対して目標値の達成の可否について記載を求めるとともに、未達成の場合はその理由についても記載するよう指示している。
21	133	10-1-1 チャレンジふくしま消費者風評対策事業	生活環境部	消費生活課	意見	(2) 平成31年度は32回開催し、参加者数は3,065名であった。委託費用は28,130,240円であったので、参加者一人当たり9,177円かかったことになる。参加者アンケートから判断すると風評払拭という目的には資する事業であるがコストがかかりすぎているのではないだろうか。一人当たり5千円程度になるよう、1回当たりの参加人員の増加を図るなど工夫が必要と思われる。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年間目標回数を25回に引き下げ、1回当たりの参加人数を少なくせざるを得ない状況になった(27回実施、参加人数1,615人、1回当たり60人)が、令和3年度から、年間目標回数を35回に引き上げ、オンラインでの開催による参加者の確保(R4.1見込 35回実施、参加人数6,722人、1回当たり192人)やSNS等を利用した情報発信を行うことで、事業実施効果を高める工夫をしている。
22	147	1-1-22 スタートアップふくしま創造事業	商工労働部	産業創出課	意見	起業家チャレンジ応援事業では、補助事業の応募者24件中20者が補助金の交付を受けているが、同様に、地域課題解決型起業支援事業についても14件応募中9者が採択されている。 両事業は、産業振興センターに業務委託または補助金の交付をしており、人件費相当を含めた経費を県が負担している。人件費相当額は、起業家チャレンジ応援事業、地域課題解決型起業支援事業のそれぞれで6,000千円を超える。 監査対象年度である平成31年度は、それぞれの事業の交付先が20件、9件と数が少なく、応募者のほとんどが合格する選定であったのだから、県の職員も対応可能と思われる。県から産業振興センターに事務委託する必要はなかったとも考えられる。 一方で、両事業においては事務局運営、補助金採択者の育成・支援、マッチング支援等の業務が年間を通して発生するところ、創業支援や補助金交付事務に関する専門的なノウハウ・経験等、高度な知識があることを主な理由とし、産業振興センターが業務を受託している。ただし、産業振興センターは、それぞれの事業のマッチング支援業務を外部に委託しており、必ずしも産業振興センター内で完結しているわけではない。 なお、幸いにも、令和2年度においては、両事業とも応募件数が増加しているとのことであるが、県の職員でも対応可能か、県から産業振興センターに事務委託すべきか毎年検証すべきである。	起業家チャレンジ応援事業においては、令和2年度の補助事業の応募者28件中21者が補助金の交付を受けており、地域課題解決型起業支援事業についても令和2年度は18件中12者が交付を受けている。 令和3年度の地域課題解決型起業支援事業についても、69件応募中33件が採択されるなど応募数は前年度より増加しており、アウトソーシングによる効果が出ている。 また、両事業とも公募により業務執行団体を選定しており、相手方となった県産業振興センターにおいては、経営支援や取引支援等に関するノウハウを活用しながら、地域の実情に精通した創業支援機関の一部、業務を委託することで、補助金採択者へのきめ細やかな伴走支援やマッチング支援等を行っている。 今後とも、業務の必要性、有効性、効率性等を検証しながら、支援スキームを検討してまい。

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
23	154	2-2-13 ロボットテスト フィールド整備 等事業	商工労働部	ロボット産業推 進室	意見	(1) 一般競争入札の辞退について RTF発注工事の一つにおいて、一般競争入札(総合評価方式)で請負業者を選定したが、第1順位を獲得した建設会社が、入札を辞退した。辞退の理由は、別の県発注の公共事業を受注したことにより技術者等の不足が生じたため、物理的に本工事を請け負うことができなくなったから、とのことであった。当該建設会社が別の公共事業を受注していることは事実であり、その入札日も、本件入札と同日であったため、辞退した理由が虚偽であるとは認定できない。当該建設会社としては、2つの事業の契約候補者となり、対応に苦慮したことは伺える。また、入札辞退は、入札者の事情変更等により起こりえることであるから、辞退者への対応を含めた県の手続きについて、規則不適合があったと指摘するものではない。 しかしながら、第1順位の業者は、受注できた2つの案件のうち利益率が高くなりそうな案件を選択し、低い方を辞退するという選択が可能であった。本件で実際に利益率の高そうな案件を選択したかどうかは不明である。 仮に、第1順位の業者が契約締結し、その日以降に契約破棄したら契約に基づく損害賠償をする等のペナルティを課することができる。しかし、本件のような入札辞退の場合に、ペナルティを課す規則等はない。 県は、総合評価により慎重に受注者を選択し、入札辞退について、何らかの対策を打ち出してもよいのではないだろうか。	工事の入札においては、競争性等に配慮しながらも、安易な応札及び辞退は認めない制度となっており、当該工事については、辞退者から理由を聴取した上で、やむを得ない事情であると判断したものである。
24	155	2-2-13 ロボットテスト フィールド整備 等事業	商工労働部	ロボット産業推 進室	意見	(2) 運営業務費の残余金の精算について RTFの管理運営業務は、指定管理者であるイノベ機構が受託しているところ、契約金額377,148千円に対して、平成31年度の運営業務費として実際に発生した金額は290,966千円であったため、86,183千円の余剰が発生した。 この点、県とイノベ機構で結んだ基本協定書では、費用の精算として「当該年度における管理運営に要した費用に増減があり残余金が生じた場合には、その取扱いは協議するものとする。」とあるので協議を行い、平成31年度は、イノベ機構は県に対して、残余金を全額返還することとした。 今後は、残余金の規模、協定の安定性を鑑み、残余金の取扱いは、協定書において返還するか否かを明確に記載するのが望ましく、記載できない場合であれば、余剰の発生原因や項目、金額を明らかにした上で協議内容も含めて文書に残すべきである。	福島ロボットテストフィールドへの指定管理料の残余金については、基本協定書に基づき、県と指定管理者の協議の結果、全額返還している。今後は、御意見も踏まえ、協定書において、返還の可否を記載することとする。
25	161	3-1-6 復興雇用支援 事業	商工労働部	雇用労政課	意見	ふくしま産業復興雇用支援事業に関して、上記6のとおり、県は、株式会社パソナに交付事務に伴う一般事務を委託しており、県は委託料を支払っている。 業務委託契約書では、監査対象年度である平成31年度の契約金額としては35,177千円であるが、株式会社パソナが実際にかかった費用のみを年度末に経費精算する形で県に請求するため、契約金額まで支払うことは稀であり、同年度に県が実際に支払った金額は15,113千円であった。 一方で、同年度に実際に雇用する事業者に対して交付した補助金は、192事業者、469人を対象として約790,000千円であった。 つまり、県は合計790,000千円の補助金を192ヶ所に配るために、15,000千円を委託費として費やしているということである。 この事業は、平成23年度から行っているが、過去最も多いときは、平成25年で、1,782か所の事業所に159億円を交付したとの実績がある。その際も、事務処理業務を受託したのは株式会社パソナであり、現在よりも大きな事務処理費がかかっていた。 以上の点を踏まえ、契約書を閲覧した結果の意見を提示する。 (1) 契約書では、平成31年度には最大で35,177千円、令和2年度には最大で63,237千円、令和3年度には最大で66,287千円、令和4年度には最大で91,169千円を支払うこととなる。これらは、受託者が発生を予測する経費金額を基礎としている。しかし、経費精算後の実績は、平成31年度が15,000千円であったように、実際にかかる金額は、契約金額の半分以下のようなものである。これらをもとに、県は、契約時点の将来の見積を適切に行うべきである。	事業費の精算に当たっては、雇用労政課において、ふくしま産業復興雇用支援助成金の支給対象事業所数及び支給対象労働者数(いずれも見込み)に基づき算出している。 今後は、支給対象事業所数及び支給対象労働者数の見積りの際に、過去3年間の実績及び前年度と比較した場合の増減率の平均値等を考慮し、より実績に近い数字を算出するよう努める。
26	161	3-1-6 復興雇用支援 事業	商工労働部	雇用労政課	意見	(2) 委託契約内で、第三者への再委託が禁止されている条項はあるものの、県の許可をとり再委託することができる。本件で、再委託されている部分は、「エクスセルデータベースの改修・運用保守業務」13,100千円、「新規採用者に対する労務研修」1500千円、「HPサーバーレンタル費」1300千円であった。県の許可を取っているため、合規性は問題なく指摘にはならない。しかし、経済性、効率性、有効性の観点からは疑問がないわけではない。再委託料が多額にならないように注意すべきである。	当該業務については、県と受託者との協議の結果、より有効かつ効率的な運営のために再委託を行うことが妥当であること、また、各事業者が再委託先として適正であることを確認の上、再委託を認めている。
27	162	3-1-6 復興雇用支援 事業	商工労働部	雇用労政課	意見	(3) 上記6(1)に記載したように、県は4年間にわたる契約をしているが、最終年度の契約金額が91,169千円と他の年度に比較して金額が大きい。この理由は、最終年度は、他の年度と異なり、施設工事費13,200千円がかかっているからである。施設工事費とは、事務所の引っ越し代等の撤収費用と考えられる。外部業者の事務所(特に全国展開している大企業の事務所)の撤収費用までを県が負担することになるのは過剰な保護と評価されるのではないだろうか。	当該費用については、業務委託契約の遂行上必要なものであり、契約金額に含まれるべきものであると認識している。 ただし、最終年度における事務所撤収に当たっては、受託者と十分に協議し、最小限の費用で対応できるよう努める。
28	162	3-1-6 復興雇用支援 事業	商工労働部	雇用労政課	意見	(4) 近年の申請状況を見ると、申請件数の減少がみられるようであるから、県が当該補助金業務の担当者を雇用し業務を行えばよいとも考えられ、外部に委託する必要性を検討してほしい。	申請件数は減少傾向にあるが、支給決定から3年間助成金を支給する事業であることから、例えば令和3年度であれば平成30年度、令和元年度、令和2年度申請事業所に係る実績報告書類の審査を要するため、処理件数は多い。 併せて、支給額の算出事務が複雑であり、相当の業務量が見込まれることから、引き続き委託業務の実施を要する。
29	165	8-1-9 原子力災害被災 事業者事業 再開等支援事業	商工労働部	経営金融課	意見	本事業の補助金の交付対象者は、震災時に被災12市町村で事業を行っていた中小事業者であり、補助要件①は、被災12市町村内で事業再開を行う場合の経費を補助することとなっている。この点、補助の対象は、施設、設備、土地等の経費であるところ、施設や土地の経費であれば、その所在地から被災12市町村内で利用されているかどうか明らかであるので問題にはならない。しかし、「設備」の中で、例えば乗用車、トラック車両、ショベルカーであれば、容易に移動可能であるため、被災12市町村外での利用が可能である。 補助金交付要綱等には、被災12市町村外で利用してはいけないとの規定はないため、合規性という点で問題とはならないが、例えば、被災12市町村内の店舗で利用するとして申請した乗用車等の使用実態が、被災12市町村外の店舗で利用していたのであれば、上記6(1)の補助率の欄にあるように被災12市町村内外で経費補助率が異なることから、不正に多くの補助金の交付を受けた疑いが生じる。 この点、県は、現地調査を行い現物の写真撮影、使用実態の確認等、対策をしている。引き続き注意していただきたい。	本事業は、被災事業者の事業や生業の再建を目的とするものであるが、被災12市町村外での設備の利用を制限すれば、12市町村外での事業実施が難しくなり、補助の目的達成が困難になる。 一方で、御意見のとおり、補助申請内容と異なる設備等の利用は不適切であるため、交付決定事業者に対しては、制度開始時より、現物や使用実態等の確認のため、職員等による現地調査を実施している。また、不適切な事業の予防のために、財産処分制度の説明、周知も合わせて行っている。 今後も適切な調査を実施し、引き続き不適切な事業の発生防止に努めている。
30	171	9-1-9 福島新工 社会構想等推進 技術開発事業	商工労働部	産業創出課	意見	再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業は、対象者の「事業化・実用化のための実証研究事業」の経費の一部補助するものである。実証研究事業の経費で、大企業の研究設備投資や研究委託費用も対象となり、県の補助率が3分の2と高率であることもあって、高額な補助金を交付する案件である。 この点、県は、申請を受け、研究計画等を審査し、申請者が実際に経費を支出した(設備投資した)ことを注文書や領収書等で確認したうえで、対象の費用につき補助金を交付している。交付金の面で規則不適合や3E(経済性・効率性・有効性)の観点からの指摘は見当たらなかった。 しかし、取得財産等を処分する際の手続きについては再検討が必要である。申請者は、取得財産等について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないとされている。その上で、取得財産等は補助金の交付目的や耐用年数等を勘案して、処分を制限する期間が定められているが、この期間内において取得財産を処分する際、申請者は、財産処分承認申請書に「処分する財産の内容」や「処分内容及び処分予定日」及び「処分理由」を記載し、県に提出し承認を受けることとなっている。 監査対象とした案件の中で取得価額約160,799千円の財産(高圧盤や変圧器、発電機、脱水素ユニットといった研究に用いた器具備品)の処分についての記録があった。これらの処分対象財産の取得日は平成30年9月や平成31年2月であるのに対し、処分完了予定日は令和2年7月であるので、取得からわずか1~2年ほどで処分がされていたことになる。 記録では、早期に処分する理由を「事業化のための試験(最大負荷試験)が必要となり、最終的にはエンジンが使用不能状態になる」「限界実験を行ったエンジンはオーバーホール(修繕)不可能なダメージを受け、安全に継続して使用ができない状態となること及び活用先が見つからないため」としている。 県の担当者が申請者に確認したところ、実際にそのような高度な負荷をかける実験が行われ今後の継続使用できないことは明らかであり、現在は実験場所から適切に撤去されている、とのことであった。 しかし、高額な研究装置を1年から2年程度しか利用していない中、当該処分が実証事業を実施する上で当然に想定され、補助金等の交付の目的の範囲内であるとして財産処分承認の手続きを経ないのは、問題があると思える。当初の交付申請時の提案書や研究計画書のなかで短期的に処分がなされるかどうか把握し、換金できるものがあれば換金させ、廃棄したのなら廃棄証明書等の資料を確認し、補助率に応じた返金を受けるべきである。経費の3分の2を補助している県は、そのようなところまで関わりを持ってよいのではないだろうか。 そのようにしないと、廃棄したことを偽装し、設備を移動させ別利用する事業が起こり得るのではないかと懸念する。 今後、問題が生じないように検討・改善を求める意見とした。	補助金の交付の目的に反して取得財産を処分した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱に基づき、補助金を返還させることとする。 また、補助金交付目的の範囲内での取得財産処分については、十分に調査した上で、収入があると認められる場合は補助金を返還させるなど、適切に管理してまいる。

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
31	176	9-3-2 チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」創出事業	商工労働部	ロボット産業推進室	意見	<p>会津大学での委託費(研究補助や調査業務について外部委託)は年間10件ほどで、委託金額は数十万円から2,000万円を超える等様々であった。これらはすべて随意契約であり、相見積も取られていなかった。</p> <p>会津大学契約事務取扱規則によると、「不動産の買入れまたは借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売払いその他契約でその性質または目的が競争入札に適しないもの」であれば、随意契約によることができ(契約事務取扱規則31条)。その上で、「随意契約しようとするときは、契約書案その他見積に必要な事項を示し、予定価格50万円未満の場合を除くほか、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない」と相見積を徴取することを原則としているが、例外として「その他の契約の内容または性質から社会通念上見積書を徴することが実態に則しないとき(同規則第34条2項8号)は相見積の徴取は不要としている。</p> <p>すなわち、規則上は2段階で考え、第1段階として「契約の性質または目的が競争入札に適しないもの」は随意契約によることができ、第2段階として「その他の契約の内容または性質から社会通念上見積書を徴することが実態に則しないとき」は相見積の徴取までも省略可能としている。</p> <p>県及び会津大学の認識としては、研究補助を受託する外部業者は、その受託作業が研究活動に密接に関わり、過去の経緯や実績等に鑑み、独自の技術を持つ企業を選定しているため、「競争入札に適しない」かつ「社会通念上見積書を徴することが実態に則しない」と判断している。会津大学は見積書を取る以前に「目的を達成し得る企業の比較検討」をしており、特許出願など知財保護の観点から「第三者に対する過度な情報の開示は適切でないこと」も判断の理由としている。</p> <p>しかしながら、「競争入札に適しない」とは言っても「社会通念上見積書を徴することが実態に則しない」とまでは、一概には言えないのではないかと考える。会津大学が「目的を達成し得る企業の比較検討」をしているのならば見積書も提出してもらうことが比較検討を深めることになるし、「第三者に対する過度な情報の開示は適切でないこと」との点については、候補企業とは価格交渉や事前協議にあたり「秘密保持契約」を結び情報流出を防ぐ対応とれば、相見積の徴取への阻害要因は除去されるか、許容可能な水準まで軽減可能と思われる。</p> <p>一方で、会津大学事務取扱要領によると、随意契約において「見積人の選定に当たっては、競争の理念に基づき、なるべく機会均等に、かつ、なるべく多くの者を選定し、法人にとって最も有利かつ確実な条件で契約することができるように配慮しなければならない(第11条)とあり、相見積を徴取する理念、目的を、「競争の理念」、「機会均等」、「最も有利かつ確実な条件で契約」としている。相見積を徴取することが原則であり、相見積をとらないことはこれらの理念・目的を排するのであるから「社会通念上見積書を徴することが実態に則しない」場合とは、ある程度限定的に解すべきである。</p> <p>監査対象年度の委託費の項目は「ロボット開発ソフトウェア実装」、「ソフトウェア構築・運用及び研究教育業務委託」等であった。ソフトウェアの専門家ではない監査人としては「社会通念上見積書を徴することが実態に則しない」かどうかの判断は難しいが、発注する大学内部の研究者等ソフトウェアの専門家であれば、その判断が可能であると思える。</p> <p>個々の委託契約ごとの判断にはなと思うが、数千万円にも及ぶ委託契約もあるのだから、事務取扱要領にある「最も有利かつ確実な条件で契約することができるように配慮」することも必要であると考え、検討・改善を求める意見とした。</p> <p>なお、県は、事務執行上、特段の問題はないとしている。</p>	産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金交付要綱及び会津大学における諸規定等に基づき、今後も適正に処理してきている。
32	180	10-1-3 県産品振興戦略実践プロジェクト	観光交流局	県産品振興戦略課	意見	<p>福島県貿易促進協議会は、県、市町村及び趣旨に賛同して協議会に入会した民間企業で構成される。年間収入合計は110,000千円であるところ、そのうち、会費収入は約2,000千円にとどまり、他のほとんどは県からの委託金収入及び補助金である。</p> <p>監査対象としたアジア地域販路拡大事業についてであるが、県は、委託契約に基づく業務委託料として約60,000千円を協議会に支払い、それに加えて、負担金として4,624千円も支出をしている。4,624千円の内訳は、「国内市場調査費」、「国外市場調査費」、「協議会運営経費」であった。</p> <p>このような負担金を支払う根拠であるが、県によると、そもそも協議会は、福島県経済の国際化推進という県の重要な施策の中で、国際経済交流等県内企業の国際化・活性化を支援するための事業を展開し、県内経済の発展を促進するため、県が設立発起人となり設立された団体である。協議会の設立目的を達成するためには、会員からの会費だけでなく、県の負担金を財源とした会員への各種支援や協議会の運営支援が必要不可欠なのが現状であり、負担金を支出する必要があるとのことである。そのような現状のもと、監査人としても合規性の観点から支出自体を否定するものではなく「指摘事項」とはしない。</p> <p>しかしながら、「国内市場調査費」や「国外市場調査費」は、アジア地域販路拡大事業の業務委託契約金額である60,000千円の範囲内で行うべきであろう。契約書に付属する「仕様書」において、協議会は「海外市場のリサーチ」を行うと約束しているからである。</p> <p>また、「協議会運営経費」は、会員の会費をもって賄うのが筋ではないだろう。協議会の活動や運営によって会員すべてが利益を受けているからである。県のみが負担する現状には疑問がある。会費の増額等の対応策を検討すべきである。</p> <p>少なくとも野放図な支出にならないように負担金の積算を改善してもらいたい。</p>	<p>今年度、委託収入が減る中においても、コロナ禍のため、会費収入(市町村会員、企業会員)のうち、企業会員の会費は免除した。</p> <p>一方、「会費の増額等を検討すべき」との外部監査からの意見を踏まえ、会員を増やすことで会費収入を増やしたいと考えており、企業訪問を行いながら、新規会員の獲得に向けた活動を行っている。</p> <p>来年度の負担金の予算については、協議会新規会員の獲得状況やコロナ禍を勘案しながら、引き続き検討してきている。</p> <p>また、他の協議会や他県の同種団体の会費についても情報収集してまいる。</p>
33	184	10-2-10 福が満開福のしま観光復興推進事業	観光交流局	観光交流課	意見	<p>(1) ホーブツーリズムの事例集の活用について</p> <p>「ホーブツーリズム推進事業」では、毎年度、終了時にホーブツーリズム事例集を作成している。監査対象年度である平成31年度は5000部作成され、年度末の令和3年3月31日に印刷会社から交流協会に納品された。これは次年度以降の誘致活動等に活用されるものである。</p> <p>事業開始から数年が経過しているが、事業自体は毎年度同じではなく、対象者に応じて異なるプログラムの造成を進めており、今後もホーブツーリズムの推進のため事業を継続していく方針とのことである。前例のない難しい取組みと理解しているが、事業の成果を効果的に県民等に還元するため、各年度の事例集を1冊にまとめるなど、過去の取組を一連のものとして評価し、有効活用されることを望む。</p>	令和2年度現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりインバウンドや民間企業の受入が止まっている状況にあるが、感染収束後の受入再開に伴いプログラム造成や受入事例の収集が進んだタイミングで、事例集集約版の作成を検討することとする。
34	185	10-2-10 福が満開福のしま観光復興推進事業	観光交流局	観光交流課	意見	<p>(2) 観光調査事業について</p> <p>「観光コンテンツ強化・発信事業」では、複数の調査事業を行っている。</p> <p>まず「福島県観光地実態調査事業」であるが、これは調査地点に訪れた観光客等へのアンケート調査やインターネットを利用した県外の住民に対する調査等を行うものであり、年間4,081千円で株式会社マーケティングリサーチサービスへ委託し報告書を作成している。この調査は、実際に来県している観光客の声を直接聞く点と、逆に来県していない人の声を聞くという点に特色がある。</p> <p>次に「福島県観光再興調査事業」であるが、これは東日本大震災・原発事故発生から8年の時点の観光における風評の現状等を調査するものであり、約15,000千円で株式会社JTBに委託している。この調査は、国内観光、インバウンド及び教育旅行のそれぞれに存在する風評と原因、考える対策についてまとめられている点に特色がある。</p> <p>最後に「福島県観光・教育旅行復興総合事業」であるが、これは、県が福島県観光復興推進委員会へ負担金を拠出し、同委員会が株式会社山川印刷所に年間約18,000千円で総合的な観光振興業務を委託している。業務は情報発信やPRチラシ等の販促ツール作成等多岐に及ぶ中で、「県内観光動向調査」及び「教育旅行に関する調査業務」という調査業務がある。これらの調査は、県内観光動向調査については所定の調査地点で観光客入込数の月別調査を行い、速報値によりリアルタイムの状況を把握する点、教育旅行に関する調査については県内宿泊施設に一斉調査を行い、前年度の教育旅行入込数をとりまとめ傾向を分析する点に特色がある。</p> <p>以上の調査事業は、大枠では県内の観光動向の調査・分析・提言という点で共通している。調査結果を将来の施策に活用するにあたり、分量が多く、また内容が重複する報告書をそれぞれ吟味するには負担があると思われる。手法や解釈度の相違はあるものの、重複する調査要素をそのままにして複数の調査事業を継続的に実施するのは非効率であり、調査事業の点検・見直しを求めたい。</p>	令和3年度においては、震災から10年の節目を迎え、本格的な復興が進みつつある浜通りに特化した「観光復興促進調査」、県内の教育旅行の入込状況を調査する「教育旅行入込調査」、県内の観光地・イベントを網羅的に調査する「福島県観光客入込状況調査」に整理して実施している。 <p>「観光復興促進調査」が実際に来県者や観光関係者等へのアンケート・ヒアリング等により調査分析を行うものであるのに対し、「教育旅行入込調査」、「福島県観光入込状況調査」は実際の入込者数を積上げて調査するものであり、各調査の重複はなく、すみ分けが図れている。</p>
35	204	10-1-9 ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業	農林水産部	農産物流通課	意見	<p>委託料について</p> <p>本事業は総事業費2,244,070千円の中の1,772,812千円(78.9%)が委託料で占められている。その多くはいわゆる大手広告代理店に委託されている。大手広告代理店は優秀な人材や経験を有し、国内外の多数の企業体や人材のコネクションを利用して様々な事業を行うことが期待できる。県の関わりとしては業者の選定や結果報告の受領、事業企画の決定や関係者との調整、責任者として当日の事業運営等を実施している。</p> <p>一般的には、代理店任せになると事業実績のノウハウの蓄積が難しくなり、県単体での事業実施が難しく継続的に代理店を利用するようになるおそれがある。ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業は、代理店への委託比率が相当高い。県民の目からも代理店任せと誤解されることがないように、引き続き主体的に実施事業に関わるとともに、代理店を利用せずとも県単体で事業実施ができるような人材の育成が望まれる。</p>	事業企画の決定や関係者との調整、イベント当日の運営責任者としての対応等、引き続き県が主体的に事業を実施するとともに、事業実績のノウハウを次年度の業者選定や仕様設計に反映していく。
36	241	11-2-13 ふくしま復興再生道路整備事業	土木部	道路整備課	意見	<p>指名競争入札における参加者の具体的選定過程の記録文書化について</p> <p>指名競争入札の指名に当たって注意すべき事項として、福島県の「会計事務必携」(第12章契約-第3節-第5指名競争入札の手続-1指名競争入札参加者の指名)において、「指名は、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏らないよう機会均等、公正を期さなければならない」とされている。また、「測量等の請負契約に係る入札参加者の指名等に関する要綱」では、「当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏らないようにするものとする。」とされている。</p> <p>一方、「福島県財務規則」においては、参加者の指名人数はなるべく7人以上(測量等は別途規定されており、測量等指名要綱では、設計金額が1億円未満の場合は原則として9名以上、1億円以上の場合は原則として15名以上)を指名しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、有資格者名簿から地域的條件、技術的適正などで絞り込まれた有資格者が仮に15人いた場合、15人から7人を選定した過程の記録がないために、機会均等、公正に選定されているのか検証できない、公正性の検証可能性が阻害されている。</p> <p>部課内の指名選考委員会にて選定され、出納室も参加する入札参加条件等審査委員会が審議しているため、機会均等、公正さが担保されているとの説明であるが、15人から7人への過程の記録がないので第三者が公正さを検証することができない。検証できない結果は説得力を持たない。実際には指名選考委員会、呈報表や現場代理人、専任技術者の充足状況、手持ち工事・業務等の状況などを勘案して決定されていると推測されるが、それらの検討過程の記録がないので、公正さの主張が説得力を持たない。</p> <p>事務執行の公正さを担保するために、具体的選考過程の記録を文書化して保管するように制度を整備して欲しい。</p>	<p>(土木総務課)</p> <p>土木部の指名競争入札において、「測量等の請負契約に係る入札参加者の指名等に関する要綱」等など、各要綱・要領で定める入札の指名基準に基づき業者を選定している。</p> <p>なお、指名は地理的條件や技術適正などに加え、指名が偏らないように選定し、出納室も参加する入札参加条件等審査委員会でも審議しているところ。</p> <p>(入札監理課)</p> <p>入札参加条件等審査委員会では、工事執行権者からの内申に基づき、指名競争入札参加者の選考について審議している。指名選考理由について、一部文書化されていないところもあることから、今後は、工事執行権者が指名選考過程を記録として残すように改善したい。</p>

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
37	278	6-2-12 大規模改造事業	教育庁	施設財産室	意見	平成31年度において、喜多方東高校の体育館吊り天井落下防止対策工事(28,961千円)が実施されているが、同高校は令和3年度に喜多方高校との統廃合を予定しており、統廃合後は喜多方高校の校舎等を使用するため、喜多方東高校の校舎等は使用されない予定である。当該体育館は、廃校後も部活動時の休憩所として活用される可能性や、緊急性を要する災害時等の受入先として開放される可能性があるものの、工事時点ではいずれも未定の状況にある。廃校までの間、在校生の安全確保の観点からは、今回の工事実施はやむを得ないとも考えられるものの、廃校後の使用予定が確定していない体育館に対して、28,961千円を支出するにあたっては経済性も勘案する必要があり、例えば、第一体育館、第二体育館のいずれか一方のみの工事とする等、在校生の安全や教育環境を確保したうえで、より経済性の高い別の手立てがあったのではないかとと思われる。	当該工事時点では、再利用見込みは未定の状況であったが、在校生の安全確保の観点から、両体育館とも工事をする必要があった。 なお、今後の両体育館の在り方については、施設の維持管理など経済性の観点を含め、地域振興のための利用を見据え、現在、関係市町村と協議を進めている。
38	282	6-2-15 地域学校協働本部事業	教育庁	社会教育課	意見	学校支援活動委託事業について 学校支援活動委託事業は、地域人材や団体などの参加を得て、学校と地域との連携を深め、地域全体で学校教育の支援体制を整備することを目的としている。そのため、幼稚園、小中学校等の子どもを対象として、地域人材や団体などにより学校教育を支援する事業を実施するものである。当該事業は令和2年度から全县を対象に実施することとなったが、事業への参加申請があったのは21市町村にとどまっている。これは、当該事業の有効性を判断する具体的な資料が十分でないことや、事業評価指標(KPI)が適切に活用されていないことで、各市町村が当該事業の有効性を判断しにくい状況になっていることが要因の一つと考えられる。いわき市内の小中学校における取組事例では、当該事業を利用して地域住民等と連携し、特設陸上部の設置や、プログラミング教育・英語教育等を実施した結果、体力・学力が向上するとともに、教員の超過勤務時間も大幅に削減できた事例も見られたが、有効性を判断する具体的な資料が不足しており、適切な評価指標(KPI)が設定されていないのが現状である。各市町村の実績を集約して、有効性をより具体的に可視化するのが望まれる。適切な評価指標(KPI)を設定した上で事業評価を行い、認知度を高めていくべきである。	当該事業を全县に拡大して間もないこともあり、適切なKPIを設定することが困難な状況であったが、実施市町村数や参加児童数、事業に携わるコーディネーター及びボランティア数を基に適切なKPIの設定を検討していく。 令和3年度については、事業の全県展開に伴い、学校の窓口となる「地域連携担当教職員」を全ての公立学校に配置することに加え、市町村の窓口となる「地域コーディネーター」を該当市町村に配置した。 これにより、効果的な連携、事業の充実及び認知度の向上が図られ、令和2年度の約2倍となる、41市町村が本事業を活用した。 引き続き、参加市町村数の増加に向けて、認知度向上に努める。
39	286	6-2-27 高校・大学等奨学金貸付事業	教育庁	高校教育課	意見	長期滞納している債権の回収業務に県教育委員会が費やすコストと、当該債権の回収可能性を比較し、効率性が損なわれていないか検討すべきである。効率性が損なわれている場合は、債権回収業者に回収業務を委託する等の対策が必要と考える。また、回収可能性が著しく低い少額の債権については、時効の援用を待たずに、不納欠損処理を行うことも検討すべきである。一方で、10年を越えて滞留している回収可能性が著しく低い少額債務者に対しては、時効の援用の確認書類を送付するなど積極的に不納欠損処理の条件整備を行うことも検討されたい。	育英奨学推進員は、債権回収業務のみならず、適切な奨学金貸与の審査や奨学生からの相談等の債権回収業者では担えない業務も持っている。 そのため、債権回収コストのみを基準とした効率性の検討は困難であるが、育英奨学推進員は債権回収のノウハウの蓄積により年々実績が上がっており、長期滞納している債権についても、催告書の送付などで納入を促すことにより、毎年度一定程度の回収実績があることから、現時点では、債権回収業者への委託は行わない考えである。 時効の援用については、他県の好事例を参考にしながら、不納欠損処理も進めていく考えである。
40	290	10-5-4 東京オリンピック等実施警備に要する経費事業	警察本部	警備課 総合運用指令課	意見	本県での聖火リレーは、Jヴィレッジをスタート地点として令和2年3月26日からの3日間で26市町村の計50.2kmを巡る予定であった。オリパラ競技大会組織委員会では新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ「適切かつ必要な対応をしながら実施する」との基本方針を公表し、イベント縮小や道道応援自粛といった措置を取る場合は1週間前までに公表するとしていた。しかしながら、3月24日に急きょ、オリパラが延期され、26日からの聖火リレーも中止となった。そのため県が予算措置し準備していた東京オリンピック等関連事業も中止とならざるを得なくなった。報道によると、福島県では約2億5千万円を設営や警備に当たる業者に支払わざるを得なくなったという。今回の費用は福島県が負担するもの、令和3年3月に延期された聖火リレーに要する費用は組織委員会又は国に請求する方針とのことである。警察本部においては、少なくとも当該事業のうち「2020年東京オリパラ競技大会警備事業」に係る費用、約1千万円がそれに該当する。「使用料及び賃借料」、「補償、補填及び賠償金」に関する支出はやむを得ないと思われる。「需用費」もコピー代等が主な支出であるため再利用はできないが、再利用可能な消耗品等はできる限り再利用を願いたい。	令和3年3月25日から3月27日までの3日間実施された本県の聖火リレーにおいて、未使用であった乾電池等の消耗品及び再利用可能な装備品を有効活用し、警備に万全を期した。
41	297	開示された基金残高が異なる	出納局	出納総務課	意見	(1) 基金に属する現金の取扱に関して、福島県では基金に歳計現金は含まれないと従来から解釈してきた。その根拠として株式会社ぎょうせい発行「地方財務実務提要」(以下、提要)の回答に記載されている論理、「基金は、地方自治法上あくまで「財産」であり、歳計現金について定められている出納整理期間の適用はない」との論旨によるものである。ここで「財産」は静的財産目録としての意味でしかない。この基金に歳計現金は含まれないとの解釈に関して、従来、金科玉条のごとく無批判に引用されてきたので、実務慣行を考慮すると、福島県の対応が誤りだとは言いえない。むしろ多くの自治体が提要に従っているともいえる。しかし、「財産」だから歳計現金の出納整理期間の適用がないとの論理は論理的といえないし、現在の公会計による財務書類開示の潮流に反している。歳入歳出決算と基金との間で繰入、繰出が行われている以上、歳入歳出決算の出納整理期間の影響を受けざるを得ないからである。それを無視した歳計現金ではない現金残高にどんな意味があるのか。同じコインを裏側と表側で扱いは異なるようなものである。基金に歳計現金は含まれないとの立場から、福島県の会計事務必携(第8章基金-2基金の種類)では、「基金には、決算というものはない。」と規定しており、提要の請け売りである。基金は財産であり基金に含まれる現金は、公有財産、物品と同様の静的財産目録の一つに過ぎないと見る従来の立場からはそのように捉えられようが、基金に属する現金も歳計現金であるとの立場からは、「基金には、決算というものはない」との規定は正しくない。この文言を削除することはできないだろうか。 基金残高における現金の概念は、静的財産目録の概念ではなく、出納整理期間後の歳計現金概念に統一して運用するよう検討されたい。それによって、県が開示する資料の種類(歳入歳出決算書附属書類、福島県の財政、財政状況資料集、地方公会計による財務書類)によって基金の残高が異なることは解消される。会計区分の違い(普通会計、一般会計、特別会計等)による差異等は、基金の種類を加算、減算すれば一致するので、本質的に基金残高が相違することはなくなる。それが将来的にあるべき姿であるのではないかと期待される。	地方自治法上、基金に出納整理期間は適用されないことから、会計事務必携では、「基金には、決算というものはない。」と表現している。また、「財産に関する調査」の様式は地方自治法施行規則で定められている。 しかしながら、基金に関する現金について、出納整理期間中に行われる歳計現金の繰入繰入の金額を考慮する必要性を鑑み、本県では「財産に関する調査(基金)」中に「繰入金に係る出納整理期間中の現金増減」の欄が設けられており、出納整理期間の歳計現金の出入りを含めた基金残高の算出ができるようにしている。
42	297	開示された基金残高が異なる	意見に対する統括部門なし		意見	(2) 基金の管理は、福島県財務規則上、「当該基金の設置の目的に応じて知事が別に指定する場合を除くほか、総務部文書管理財室財産管理課長をして専決処理させるものとする」とされている。基金を条例で定めて設置の目的に応じて知事が別に指定した場合、基金の管理は「その管理に関する基金」の基金管理権者たる担当課長のみで限定している。基金管理者別には約80ある「その管理に関する基金」について、全体を総括的に管理する者が誰なのか、明示されていない。例えば、福島県原子力災害等復興基金は、8者の基金管理者(危機管理部危機管理課長、企画調整部企画調整課長、企画調整部エネルギー課長、生活環境部生活環境総務課長、保健福祉部地域医療課長、保健福祉部地域医療人材対策室長、商工労働部商工総務課長、農林水産部農林総務課長)により分散管理されているが、8者の数字を合計した福島県原子力災害等復興基金の全体を検証する者が誰なのか明示されていない。分散管理により分散管理されているが、8者の数字を合計した福島県原子力災害等復興基金の全体を検証する者が誰なのか明示されていない。分散管理が正しければ統合した全体も正しいはずだとの仮想にとどまっているに過ぎない。基金を分散管理のみにとどめるのは改めるべきではないだろうか。	基金は、地方自治法第241条第1項に基づき、特定の目的に応じて、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用する必要がある場合に設置されるものである。 本県においては、特に東日本大震災からの復旧・復興を進めるための財源について多数の省庁から多数の国庫支出金が基金の原資として措置され、適正な管理の重要性が高まったところ。 例えば、福島県原子力災害等復興基金は、1つの基金であっても様々な目的に応じて、様々な省庁から国庫支出金により財源措置されているため、その目的に応じて基金管理権者を設定し、明確に区分して管理する必要が生じている。 このため、福島県財務規則施行通達第158条関係に基づき、勘定ごとに基金管理権者を設定し、適切な管理に努めている。
43	301	一般に使われる委託契約の標準規定がない	総務部	入札監理課	意見	工事等以外の一般に契約されている委託契約の方法、契約の様式について、現状では具体的規定が欠落している。規定を整備すべきではないか。 委託契約には、様々な契約内容を包含する可能性があるため、単一の様式(仕様書も含む)だけで規定することはできないが、いくつかのケースでの標準様式を示し、それにいくつかのバリエーションを加えることは可能である。現在の規定では、会計事務必携において、「購入契約書を参照のうえ、適宜作成する」との規定しかない。契約の方法も含めて、明らかに不作為ではなからうか。 委託契約の方法では、プロポーザル方式による場合が多々あるが、一部の部局においては、プロポーザル方式による委託契約において、契約金額の上限を決めてしまえば、プロポーザル内容の評価においても経済性の評価を実施せず、審査後契約締結前の見積合わせでも価格交渉など必要ないとしているのが現状である。委託契約をプロポーザル方式とした場合、採用協議から結果公表までを含めた統一の取扱要領などを規定する必要があると思われる。プロポーザルの評価基準における評価項目や評価要点もある程度、標準化して標準評価項目や標準評価要点を規定することも必要なのではないか。 また、委託契約の契約書における一括再委託等の禁止事項について、承認の条件や承認した場合の必要な報告事項について、より深く規定内容を検討する必要があると思われる。工事における「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」は、委託契約においても参考になるので、利用できる部分は取り入れるべきである。	福島県財務規則において「契約書の記載事項」を詳細に規定しており、購入契約書様式の各条文において文言を示している。その他各業務における必要な事項については、業務が多様多様に異なっているため、発注機関において適切に定めることとしている。 プロポーザル方式の手続等については、測量等委託業務を除き、統一的な取扱いの定めがないことから、規定に向け、準備を進めている。 県の契約においては、競争入札が原則であり、入札に参加する者に必要な条件を付すことで、受注能力のある相手方と契約を締結している。このため、再委託を前提とした契約の締結は望ましくなく、一部再委託等の手続きを積極的に定めることは適切でない。また、委託内容は多種多様に異なっており、承認条件などを一律に設定することは困難である。このため、やむを得ない場合において、発注機関それぞれが厳正に判断し、承認している。 また、建築物等の製作や建設を行う工事においては、下請けに関する規定が建設業法等で定められており、受注に際して下請けを当然に見込んでいる業務であるため、その他の業務とは取扱いが異なるものである。